

X III 指導監査課・各県事務所

指導監査課及び各県事務所は、保険医療機関等に対する指導・監査等の業務等を行います。
指導監査課は宮城県を、各県事務所は所在する各県を管轄しています。

名 称	所在地	管轄区域
東北厚生局 青森事務所	青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 6 階	青森県
東北厚生局 岩手事務所	盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 2 階	岩手県
東北厚生局 指導監査課	仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 21 階	宮城県
東北厚生局 秋田事務所	秋田市山王 7-1-4 秋田第二合同庁舎 4 階	秋田県
東宝厚生局 山形事務所	山形市緑町 2-15-3 山形第二地方合同庁舎 1 階	山形県
東北厚生局 福島事務所	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4 階	福島県

1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他 医療保険事業の療養担当者に対する監督

(1) 概要

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

指導監査課及び各県事務所では、各種申請・届出を受け付けるとともに、健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、下記のとおり指導等を行っています。

- ① 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する指導・監査。
- ② 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関等からの届出について、審査、受理及び受理後の調査等の業務。
- ③ 保険医療機関等の指定申請、関係事項変更、保険医等の登録申請、異動等の届出に関する業務。

(2) 実績

- ① 保険医療機関等の指導・監査の状況は、「参考資料 7」の【保険医療機関等の指導・監査実施状況】を参照
- ② 施設基準等適時調査の状況は、「参考資料 7」の【保険医療機関等の指導・監査実施状況】を参照
- ③ 保険医療機関等の指定状況は、「参考資料 7」の【保険医療機関等指定状況】を参照

2 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督

(1) 概要

柔道整復師及びはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費についての指導・監査を行っています。

(2) 実績

柔道整復師及びはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の指導・監査状況は、「参考資料7(1)」の【柔道整復師及びあはき師の指導・監査実施状況】を参照

3 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会（※「Ⅱ 企画調整課」参照）は、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は指導監査課及び各県事務所が行っています。

(2) 実績

各県で毎月1回、部会を開催しています。